

わが国の労働時間の推移について

人文学部社会学科

金子 一好

労働時間の推移について考えるとき、先ず、労働時間に対する労働運動の発展を、国際的な面からみていく。労働運動が世界で最初に発達したイギリスにおいて、労働時間の制限など、労働者のための保護立法が要求され、労働時間の制限が「工場立法」の中に最初にあらわれた。この世界最初の工場立法とは、一八〇二年の「綿工場及びその他の工場に雇用される徒弟及びその他の者の健康及び徳性の保護を目的とする」ものであり、この法律の中で初めて、年少労働者について、最高十二時間の労働時間を定め、年少労働者の就業時間の短縮を規定したものが、最初のものである。

その後イギリスにおいては、工場監督制度をともなった本格的な工場法が、一八三三年に成立をみることによって、ここに初めて、標準労働時間が定められたといわれる。さらに、その後、産業の発展が進むと同時に、労働者保護の運動もさかんになり、一八四八年においては、十時間労働法が実施されるようになった。この十時間労働法の確立は、イギリスにおけるばかりでなく、世界各国へと、労働時間短縮への道がひらけていった。しか

し、当時においては、これらの労働時間について、国家間におけるなんらの条約が結ばれることなく、各国、おのおのの社会的要請のもとで、労働条件の改善をしていた。

その後、第一次大戦が終結し、ベルサイユ講和条約が締結され、その中において、労働問題に関して、国際的協力機構の国際労働機関（ILO）が設置された。そして、労働時間等の労働条件について、国際的問題としてとりあげられるようになり、一九一九年に「八時間労働制」の条約を採択し、その後、国際経済の変化とともに社会的要請のもとに、一九三五年の総会で、「週四十時間制条約」を採択している。

現在のヨーロッパにおいては、国または産業により違いがあるが、週四十時間ないし週四十五時間の労働時間であり、週四十時間制の要求は、労働運動の共通の目標となっている。

労働時間の推移は、産業革命以後において、労働の時間短縮を求めることにより、労働者の健康で文化的な人間としての生活ができるような保障へと、国際的基準が求められている。

ところで、わが国においては、近代的な生産技術・手段をとり入れた、明治初年から、労働者の生活問題が社会問題化したといわれ、イギリスなど早くから産業の発展している国の初期において、長時間労働であったように、わが国においても、労働者は長く働くことを余儀なくされるような長時間労働制であり、労働者としての、生活の権利もないという状態であった。このことは、労働時間が使用者の一方的な決定であり、かつ労働立法の遅れのためであった。この立法の遅れは、産業の発展の遅れとともに、わが国における労働運動の組織のなかったことや、労働時間など、労働条件に対する認識の不足によるものであると考える。

わが国は、一九一一年になって、わが国初めての労働立法として、「工場法」の成立をみたのであるが、労働時間においては、長時間労働に対する制限よりも、むしろ、その長時間労働をしいるような役割をはたしたと言われるように、労働者にとって、生活の保障への道とは遠いものであった。

その後、第一次大戦後に、どこの国でも、労働運動の高まりがみられたように、わが国においても、八時間労働

働制への高まりをみせ、八時間労働制が各国で承認されたのであるが、わが国は、社会的慣習の違いを理由に、八時間労働制の実現は、その後の課題として残された。

わが国において、労働時間の規制など、労働者保護の立法に対する遅れは、一九四七年成立の労働基準法によるまで、労働者の権利・労働時間の短縮が考えられないという、労働条件のもとの生活がしいられていた。この労働基準法は、戦前における工場法と違い、ILOの勧告にもとづく、労働立法の国際水準をもとに立案されたものであり、労働者の保護のための法であり、わが国の労働条件改善への前進の歩みであった。

そして、今日なお、わが国は、この労働基準法による、週四十八時間労働である八時間労働制の基準をもっているのである。

ここにおいて、わが国の労働時間の推移について、官庁統計の資料にもとづいてみることにしよう。

ここにおける総実労働時間の推移の資料は、労働省が日本標準産業分類にいう産業（鉱業・建設業・製造業・卸売業・小売業・金融保険業・不動産業・運輸通信業・電気・ガス・水道業）に属し、常時三十人以上の常用労働者雇用する全事業所を代表する、約一万四千事業所、労働者数約五一〇万人について調査を行う甲調査報告である、「毎月勤労統計調査」によつてみた。

第一表や第一図でみるように、昭和三十年から、昭和四十五年における、労働時間の変動は、調査産業計において、昭和三十五年の月間実労働、二〇二・七時間を最長とし、昭和三十六年の二〇一・〇時間、昭和三十七年の一九七・八時間と年々減少の傾向を示し、昭和四十五年との十年間において、総実労働時間年平均、十五時間の労働時間の短縮をみる事ができる。

これを産業種別との関連において、昭和三十年から昭和四十五年の労働時間の変動をみれば、鉱業においては昭和四十一年に月間実労働、一九七・六時間と最長を示し、建設業は、昭和三十六年に二一一・二時間、製造業は、昭和三十五年に二〇七・〇時間。卸売業・小売業は、昭和三十五年に一九七・四時間。金融保険業は、

昭和三十五年に一七九・四時間。不動産業は、昭和三十七年に一九二・四時間。運輸通信業は、昭和三十六年に二〇一・四時間。電気・ガス・水道業は、昭和三十一年に一八四・七時間と、それぞれ実労働時間の最長を示している。

ここで明らかなことは、鉱業における、労働時間短縮開始期の他産業にくらべ遅れていることであり、電気・ガス・水道業においては、短縮開始期が早いことがみられ、産業種別間において、相当の労働時間短縮開始期の違いをみる。

労働時間短縮開始期の違いについて、考察を進めるために、総理府統計局発行の第二十一回日本統計年鑑からの産業別国民純生産の推移をみれば、昭和三十五年を一〇〇とした指数をもととした、第二表・第二図が示すように、製造業・通信その他公益における急激な伸びが指摘されるのに対し、鉱業においては、昭和三十六年、指数一〇六。三十七年の一一二。三十八年の九九。三十九年の一〇三。そして、昭和四十四年の一三六と、それほどの動きはない状態である点を指摘することができる。

建設業・金融保険業・卸売業・小売業・サービスにおいても、第二表の指数をみればわかるように、製造業と同じような伸びを示すことが明らかに認められる。

この点からみて、鉱業においては、労働時間短縮を実現するのが遅い要因の一つとなっているものではないかと思われる。

以上のように、労働時間の問題は、産業別国民純生産ともある程度関係ありと認められるが、その他の種々な社会的・経済的要因によって考えていかなければならない問題である。

ここにおいて、わが国の労働時間短縮の問題は、産業種別、その他の社会・経済的な広範な視野からの研究を要する問題であることが明らかであると思われる。

第 1 表

産業大分類別常用労働者 1 人平均月間実労働時間数

(規模 30 人以上)

(単位 時間)

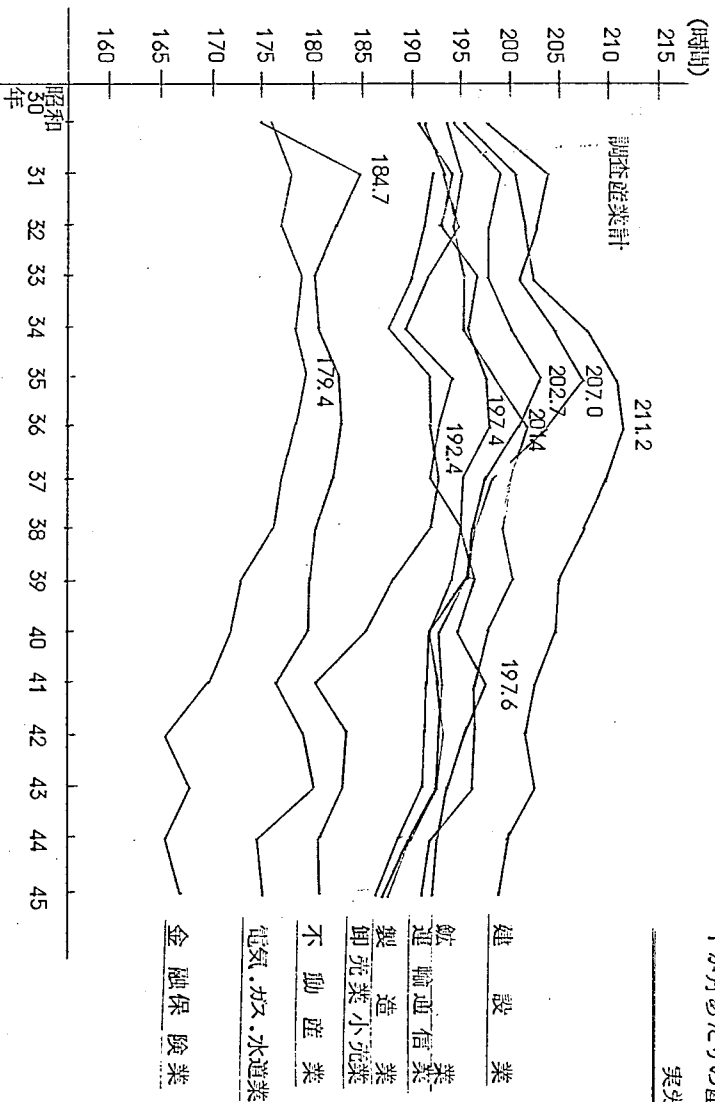
年	調査 産業計	鉱業	建設業	製造業	卸売業 小売業	金融・ 保険業	不動産業	運輸 通信業	①電気・ガス 水道業
総実労働時間 昭和30年平均	194.8	191.3	195.2	198.0	190.9	176.1	192	193.7	175.2
31	199.3	193.8	200.8	204.4	194.4	178.2	192.2	194.8	184.7
32	198.4	194.5	201.8	202.9	193.1	177.3	191.1	194.1	182.6
33	198.0	191.6	202.7	201.4	196.7	178.8	190.0	195.4	180.3
34	200.1	189.2	207.4	204.7	196.1	178.4	188.0	195.9	180.9
35	202.7	193.6	211.0	207.0	197.4	179.4	191.6	198.7	182.5
36	201.0	192.0	211.2	203.4	197.4	178.5	191.9	201.4	182.8
37	197.8	191.7	209.9	198.4	195.4	177.1	192.4	200.2	181.7
38	196.6	194.6	207.8	196.9	194.7	176.2	191.7	199.2	179.7
39	195.7	196.3	204.7	195.7	194.1	173.3	187.6	199.9	178.6
40	192.9	194.7	204.6	191.8	192.0	171.9	184.5	197.5	178.5
41	193.2	197.6	203.1	193.0	191.7	169.6	180.3	196.6	176.1
42	193.0	195.2	201.6	193.9	191.2	165.6	183.0	196.2	178.0
43	192.7	193.9	202.8	193.0	191.0	167.4	182.5	196.1	178.7
44	190.0	193.4	200.0	190.0	188.3	165.7	180.0	192.9	174.6
45	187.7	192.9	199.0	187.4	185.7	166.7	180.2	191.6	176.0

(注) ① 32年までは「その他の公益事業」(電気・ガス・水道・衛生業)を含む。

(資料出所) 「毎月勤労統計調査」 労働省

1か月あたりの雇業別

実労働時間の推移



(資料出所) 毎月勤労統計調査 労働省

第2表

国民所得および産業別国民純生産の推移

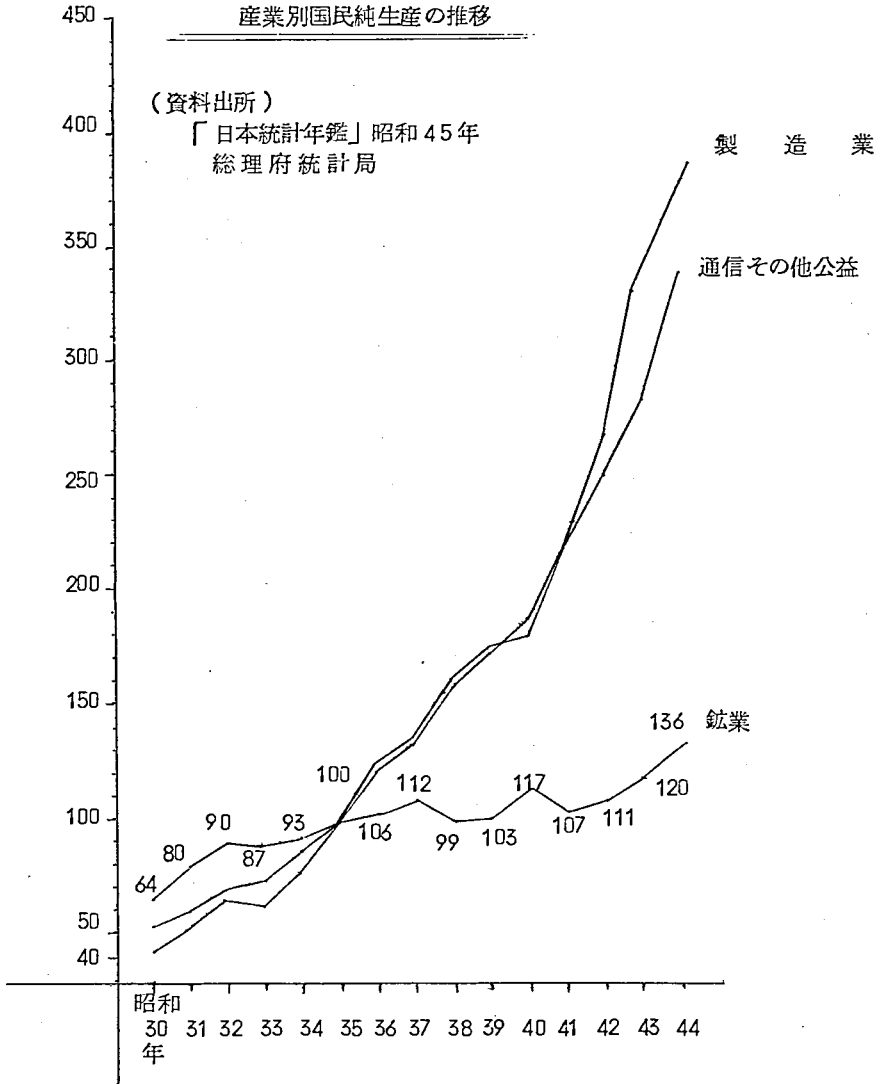
(単位 10億円)

年	国民所得	指数	鉱業	指数	建設業	指数	製造業	指数	卸売業 小売業	指数	金融 保険業	指数	通信その他 の公益	指数	サービス	指数
昭和30年	7298.5	55	136.8	6.4	314.9	42	1655.8	42	1151.5	53	4926	41	648.3	52	891.0	62
31	8173.4	61	170.1	8.0	369.3	50	2024.8	52	1314.9	61	5940	49	738.4	60	974.9	68
32	9354.7	70	192.9	9.0	421.3	57	2512.7	64	1519.4	70	6945	58	859.8	70	1047.6	73
33	9616.1	72	185.6	8.7	481.1	65	2442.2	62	1544.6	71	800.1	66	930.6	76	1088.0	75
34	11023.3	83	199.2	9.3	580.6	79	3031.6	77	1734.5	80	1015.2	84	1073.7	87	1175.2	82
35	13269.1	100	212.6	10.0	733.1	100	3891.4	100	2150.6	100	1196.7	100	1223.8	100	1432.8	100
36	15755.1	118	227.1	10.6	935.3	127	4779.6	122	2575.7	119	1409.7	117	1524.1	124	1601.0	111
37	17729.8	133	238.9	11.2	1147.3	156	5178.4	133	2954.9	137	1676.0	140	1643.4	134	1942.7	135
38	20607.2	155	212.2	9.9	1365.4	186	6116.9	157	3461.1	160	1929.4	161	1964.6	160	2365.1	165
39	23329.3	175	220.3	10.3	1676.5	228	6809.4	174	3965.6	184	2249.6	187	2148.7	175	2759.2	192
40	25977.4	195	249.2	11.7	1564.6	213	7306.1	187	4413.3	205	2665.4	222	2214.5	180	3401.6	237
41	30326.4	228	227.6	10.7	1844.4	251	8532.5	219	5113.4	237	3182.8	265	2691.9	219	3911.4	272
42	35913.9	270	236.8	11.1	2233.9	304	10524.3	270	5956.6	276	3668.1	306	3067.1	250	4544.4	317
43	42467.0	320	256.6	12.0	2629.2	358	12842.9	330	7402.5	344	4285.8	358	3511.3	286	5363.6	374
44	49319.3	371	290.6	13.6	3231.9	440	15162.2	389	8415.9	391	5117.7	427	4187.0	342	6332.6	441

(注) 指数は昭和35年を100としてあらわした

(資料出所) 「日本統計年鑑」昭和45年 総理府統計局

第 2 図
(指数)



参 考 文 献

藤 本 武 「労働時間」

一九六三年三月 岩波書店

森 田 友 喬 「労働時間管理」

一九六五年八月 ダイヤモンド社